

令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和6年10月4日（金）午後6時00分～午後8時00分

場 所：cocobunji プラザ リオンホール

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	（識見を有する者）
小堀 幸恵（副会長）	（市内の地域活動支援センターの代表者）
阿部 陽一郎	（市内の障害者団体の代表者）
大谷 祐人	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松本 晴久	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
加世田 和明	（特別支援学校の教員）
天野 徹	（民生委員の代表者）
増田 径子	（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（玉井）	
福祉部	障害福祉課長（宮外）
教育部	学校教育担当課長（關）
福祉部	障害福祉課計画係長（伊藤）
福祉部	障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部	障害福祉課相談支援係長（齊藤）
福祉部	障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部	障害福祉課計画係員（吉岡）

【当日欠席】

境 和雄	（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
------	---------------------------

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価
に関すること（諮問第1号）について
- 3 報告事項
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

【資料1】 答申書（案）

◆当日配布

- ・席次表
- ・令和6年度に制度改正のあった事業について
- ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニューズレター第15号
- ・秋のスイーツ&ハンドメイドフェアのチラシ

【開会】

大塚会長： 皆さんこんばんは。ただいまより令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに会議成立の確認及び配布資料等の確認を事務局より、説明をお願いいたします。

事務局： それでは開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。現時点で境委員がまだお見えになっておりませんが、8名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会次第、資料1 答申書（案）です。

それから、本日机上に配付させていただいた資料が、席次表、令和6年度に制度改正のあった事業について、国分寺市障害者地域自立支援協議会ニューズレター第15号、そして表面が秋のスイーツ&ハンドメイドフェア、裏面がワークショップとなっているチラシとなっております。また、参考資料として、前計画の冊子を机上に配付しております。なお、計画の冊子は、本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。お配りした資料は以上でございます。全てお手元でございますでしょうか。

では、続きまして、協議会の進行上の注意点等についてご説明させていただきます。

本協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音させていただいておりますので、ご了承ください。ご発言の際には挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、私がマイクをお渡ししますので、初めにお名前を言っていただいてからご発言を頂きますようお願いいたします。

事務局： 皆様こんばんは。いつもお世話になっております。今回第3回の施策推進協議会ということでご協力を賜りますようお願いいたします。これまで令和3年度から5年度の計画の評価について2回に渡り皆様からご意見を頂戴してきたところでございます。前回までに頂戴した意見を反映させて、答申書（案）ということで皆様から頂戴する意見として一旦まとめさせていただいたものをお配りしております。今回はこの内容をご確認いただきまして答申とさせていただいてよろしいかを諮るものでございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

いつものことではございますが、資料の説明に少し事務局のほうでお時間

を頂戴いたします。大変恐縮ではございますが説明については最後まで聞いていただきまして、その上でご意見等賜ればと考えてございます。よろしくお願いいたします。

大塚会長： それでは、皆様のお手元の次第に沿ってということで、2 審議事項に移りたいと思います。審議事項の1)は国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事（諮問第1号）これに関して事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項の1)について資料をご説明させていただきます。

資料1は、答申書（案）となりまして前回の施策推進協議会での皆様からのご意見を踏まえ修正した内容のものとなっております。

前回頂いたご意見の概要とその反映状況を報告させていただきたいと思います。資料1 答申書（案）の4ページとなります。4ページの実施計画基本目標別実績評価の（3）「基本目標3：自分らしい働きかたへの支援」の部分。こちらに関するご意見といたしまして「障害者就労支援センターの登録者数が増えたことが定着したと言えるのか」、また「定着支援が促進されたというのは誤解を与える表現ではないか」というご意見を頂戴いたしました。この部分につきましては4ページの下、波線の部分となります。「障害者就労支援センター利用登録者数は年々増加しており、令和5年度には310人と目標数値290人を大幅に上回った。登録者の割合は就労定着支援が高く、個々の状況に応じた就労定着支援が進められたことは評価できる」と修正させていただきました。

続きまして5ページになります。5ページの（4）「基本目標4：共に生きる地域社会づくり」につきまして、こちらについてのご意見が、「個別避難計画の策定を緊急度の高い人から着手し、最終的には避難行動要支援者の登録者全員に広げてほしい」、「前向きに進めていただきたいので個別避難計画の策定を推進されたいとすべき」というご意見を頂戴しております。この部分につきましてご意見を踏まえ、「いつ発生してもおかしくない災害発生に備えて、防災、福祉、公共施設所管課等が連携し、障害がある人をはじめとした要配慮者の避難に係る課題共有を踏まえ、個別避難計画の策定を推進されたい」と修正させていただきました。

続きまして答申書にはございませんが同じくこの「基本目標4」の目標に関するご意見といたしまして「誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備します」ということについて「想定している障害区分が身体障害の方であれば環境が整備されれば行きたい場所に移動できるが『誰もが』と書いてしまうと身体障害以外の方には合致せず、『誰もが』ではないのではないか」というご意見を頂戴しております。こちらにつきましてはご意見

として受け止めさせていただきまして、次期障害者計画等の策定検討時の参考とさせていただきます。

答申書に戻りまして、続きまして6ページ、答申書（案）の4 障害福祉計画等成果目標別実績評価についての部分になります。（1）成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の部分につきまして、「グループホームの整備は進んだが重度障害の人の受け皿はないため、重度障害のある方の生活の場の充実を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたいとすべきではないか」というご意見、また「地域移行は本人の意思決定が重要で第6期の障害福祉計画の国の方針ともなっているのですその内容を反映すべきではないか」というご意見を頂戴しております。この部分につきましてご意見を踏まえ、「地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進んだことで、新規の施設入所者数が減少し、目標を大幅に達成している。しかしながら、令和3年度から5年度にかけて、施設から地域生活への移行者数は少数に留まっている。障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、施設入所者の地域生活への移行に関するニーズを把握し、本人の意思決定を尊重しながら、地域移行を希望する者に対して必要な支援に取り組まれたい。また、重度障害のある方の生活の場の充実を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい」と修正いたしました。

続いて7ページから8ページの部分となります。（5）成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」の部分につきまして、ご意見の内容といたしましては「医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが第2期の障害児福祉計画の主要な目標となっており、国分寺市については医療的ケア児の関係が大変進んでいるため、その内容も答申に追記すべきではないか」というご意見を頂戴しております。このご意見を踏まえまして、「医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、令和5年度は4人に増加し、目標数値2人を上回った。医療的ケア児支援センターとの情報共有を通じた支援強化を図るとともに、医療的ケア児支援関係者会議を活用して、医療的ケア児等への支援が進められている」という内容に修正いたしました。

続きまして8ページ（6）成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」につきまして、こちらについてのご意見は、「第6期障害福祉計画の国の方針に『総合的・専門的な相談支援の実施』とあるので『総合的・専門的な相談支援体制の実施に向けた取組』と書いたほうがよいのではないか」というご意見を頂戴しております。ご意見を踏まえまして「地域生活支援拠点である障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して支援困難事例等について情報共有が図られ、課題検討が行われるなど総合的・専門的な相談

支援体制の実施に向けた取組が継続されているが、複雑化・複合化する支援ニーズへの取組や、希望するすべての人が計画（障害児）相談支援を受けられる相談支援体制のより一層の充実・強化に努められたい」に修正させていただきました。

ここまで、審議事項の１に係る前回の協議会でのご意見を踏まえた答申書（案）の修正箇所についてご報告させていただきました。事務局からの報告は以上となります。

大塚会長： どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明についてご意見あるいはご質問等ある場合については挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。大谷委員、どうぞ。

大谷委員： 大谷です。よろしくお願いします。医療的ケア児というのはどのような方を指していらっしゃるのでしょうか。

事務局： 自宅にいらっしゃる方の中で医療的ケア、例えば人工呼吸器や胃ろう、経管栄養といったものを使用している方を指します。随分昔であれば入院をして、病院でしかできなかったようなケアも在宅で対応できるようになってきています。ただ、その方たちが在宅で安心して暮らしていくためにはまだ少し環境整備といいますか、サービス量が少し足りない現状がございまして、その辺りについて市の中で関係者の連絡協議会をもって話し合いを進めてきていることと、必要な内容について支援を作っていこうと今、鋭意努力しているところでございます。

大谷委員： 医療的ケア児というのはつまり、障害当事者ということでしょうか。分かりました。

大塚会長： よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

阿部委員： お疲れさまでした。大分すっきりした形でまとまったと思います。当初の「検討する」という表現が、かなり「推進されたい」という表現に代わりまして、分かりやすくなったかなと思っています。

ただ、問題はここで書いているものをどうやって推進していくかということだと思います。一応計画自体は中期にわたるものですので、１年で全てが解決できるとは思っていませんけど、波線を引いてあったところを中心に具体的な進捗状況について伺いたいと思います。

まず５ページの災害、個別避難計画の策定、これは国障連のほうでも陳情を出し、市のほうにも要望しているところですが、国分寺市の策定率は非常に低いと言わざるを得ないと思っています。約 2,000 人いる要支援者の中で、個別避難計画の策定が終わった人工呼吸器をつけていらっしゃる方は大体 20 人分。これまだ１％ですね。もちろん人工呼吸器の方にとっては非常に切実な問題ですから、そこから始めていただいたということはいいいと思うのですけれ

ども、やはり早急に対象を広げたほうがいいと思います。

前回の協議会でも言ったかもしれませんが、8月13日付だったかな。日経新聞に出ていたのですが、災害基本法の努力義務になっていますので、各自治体は今個別避難計画の策定を一生懸命進めています、6割の市町村が進捗率2割以下であると書いてありました。この記事は「まだまだ進んでいませんよ」という記事なのですが、逆に言うと、4割の市町村が2割以上進んでいるということになる。国分寺市は進捗率1%ですので、かなり遅れているのです。一度に2,000人はできなくても、やはり着実に進めていっていただきたいと思うし、それについての庁内での横割りの議論は始まったと伺っておりますので、その進捗状況を伺いたいと思います。

それから2つ目は、6ページの重度障害のある方の生活の場の充実を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたいということで、これもいろいろと動いていらっしゃることはこちらも存じ上げています。市が直接事業をやるわけではないので、なかなか難しいところはあるかと思うのですが、既に重度障害をある程度やってらっしゃる障害者センターやけやきの杜等と具体的な話を進めているのかどうか伺いたいと思っています。

それから3点目は、8ページの「相談支援体制の充実・強化等」。これまでのお話の中で3年かけて希望する全ての人が計画相談を受けられるような体制にするのだということで実際にプロジェクトチームを作って進み始めたという話は伺っています。その進捗状況ですね。あるいは市のほうがこの相談支援体制の充実に向けて独自の事業とか考えていらっしゃるのかどうか。具体的な方策あるいはその進捗状況についてお話を伺いたいと思います。

大塚会長： ありがとうございます。それではただいま3つの事項が指摘されましたけれども、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは1点目の防災に対するところです。部を横断しますので私のほうから進捗を報告させていただきます。

今回陳情が国障連から出されましたが、庁内の中では課題として、防災を所管する総務部と子ども家庭部、健康部、福祉部、この4部の部長と防災安全課が集まりまして今後に向けての協議をいたしました。それを受けて現在その4部の課長、係長が2度に渡って協議をしました。個別避難計画だけを議論しても解決はいたしませんので福祉避難所も含めた在り方、課題の洗い出しに着手したところでございます。

事務局： ご質問いただいた残り2点については私からご説明させていただきたいと思います。

まず2点目の福祉施設の入所者の地域生活への移行について、こちらは現在の障害福祉計画に施設入所者の地域生活への移行に関する具体的なニーズの把

握を行うこととしていますので、今後ニーズ調査を行うべく、そのニーズ調査をどのように進めていけばいいのか、こういった調査内容、質問項目にすればいいのかというところを先日、相談支援部会のほうでご議論いただいたのと、今後、相談支援事業所連絡会でご議論いただく予定になっているのですが、その相談支援部会で議論した際に地域移行についてニーズ調査を行ったとしても、やはり地域で施設入所の方を受けていただけるその受け皿がないと進んでいけない問題だというご意見を頂いておりまして、こちらも市としても課題であると認識しているところでございます。

各事業所と重度障害のある方等が入れる施設を充実させていくということで、開設してもらえないかというお声がけは私のほうで常に行っているところでございます。グループホームに限らず事業所を開設する際には市のほうに事業所から相談がありますので、その際には必ず「重度の方を受け入れることができますか」ということでお声がけさせていただいている中で、それについて意欲的に取り組みたいとおっしゃっていただいている事業者さんも幾つかございます。具体的に進めたいというお話も頂いているところもございますので、市としてバックアップできるところは最大限バックアップさせていただいて、実現に向けて進んでいきたいと思っております。ただ、事業者によってそれは難しいというお答えを頂くところもございますので、こちらとしては幅広くお声がけして、その中から少しでも多くの事業者が手を挙げていただけるように働きかけを引き続き行ってまいりたいと思っております。

続いて3点目の相談支援体制の充実・強化等のご質問についてお答えさせていただきます。こちらについてはこれまでご報告させていただいたとおりプロジェクトチームを開きまして会議を昨年度3回開かせていただいたところでございます。その会議の中では、結論として各相談支援事業所によって規模も違いますし、運営形態も異なりますので、全ての相談支援事業所に対して総括的に何か補助をしたり、支援したりする取組は難しいという結論に至っております。今年度は各事業所を個々に訪問させていただいたり、会議を開催させていただいたりして、それぞれの事業所の実態に応じてどのような支援やどのような取組をやっていけば相談支援体制の強化ということで、その人員体制をどのように強化していけるかというところを今、話を進めているところです。こちらについてはまだ各事業所と協議中の内容でございますので、具体的にお話ができる段階になりましたら、またこちらでもご報告させていただきますと思います。

大塚会長： 阿部委員さん、大丈夫ですか。

阿部委員： ありがとうございます。いろいろと手間と時間がかかる話だと思いますので一朝一夕にはいかないかなと思いますけれども、1番目の個別避難計画、それ

から福祉避難所を含めてのところ、これも大変だと思うのですが、かと言って何年もかかってやる話でもないと思います。かなり頻繁にいろいろなところで大災害が起きています。国分寺市もいつ見舞われるか分からない状況の中で、これは本当に早期に進めていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

それと2つ目のグループホーム。特に重度の人の対応のところですが、これは今おっしゃったように小規模な事業者ではなかなか難しいと思います。設備もやはりお金がかかりますし、設備を作ることはできても、これを運営していくという点でやはり人手不足が最大の問題です。なかなか難しいと思うのですが、例えば既に重度障害の方の支援を行っている万葉の里にもう少しグループホームを作ったかどうかと思います。けやきの杜は中期計画の中に重度心身障害を入れてきました。簡単な話ではないと思うので、きっちり話を進めていただきたいなと思っています。

3点目、相談支援体制のところ、ここも包括的な支援というのは非常に難しいという話、そうかなと思います。3年間でやるといっても1年目、2年目から少しずつ積んでいかないと、3年目になってやろうと思ってもなかなか上手く行くものではないと思いますので、ここもぜひ着実に進めていただきたいと思います。

大塚会長： 増田委員が先で、その後大谷委員をお願いします。

増田委員： ちょっと質問なのですが、4ページ目、(3)の波線のところで「登録者の割合は、就労定着支援が高く」と書いてあります。このところは何との比較で高くとなっているのかをご説明いただければと思います。

事務局： こちらについては就労支援センターが行っている支援としては、企業に就職するための就職支援と企業に就職した後、働き続けられるための定着支援の2つを大きな柱としてやっておりますので、その登録者の割合としては定着支援のほうがかなり多い状況で、大体310人いる中で200人くらいが就労定着支援という状況になってございますので、今回登録者が増えた人数のうちの割合も就労定着支援の方が多いという状況になってございます。

大塚会長： よろしいですか。大谷委員どうぞ。

大谷委員： 3つほどあるのですが、先ほどニーズ調査のことで話し合っているということ聞いたのですが、僕の提案としまして、障害者やその関係者の声を直接届けるような講演会を行ったらいいと思うのですね。そういったことによって全体としてのニーズがより伝わりますし、市民の皆さんにも分かりやすくなるのではないかなと、そして連携も取れるのではないかなと思います。

もう1つは、7ページの成果目標④の「福祉施設から一般就労への移行等」とありますが、この「一般就労への移行者数は減少しており」ということで改

善されていないと思うのですが、これ就労継続支援A型事業所を設営したらどうですかと思うのですね。就労継続支援A型事業所を市内で作るということは、国分寺市の福祉の底上げになると僕は思います。

あと、この「令和5年度には3か所新規に就労定着支援事業所が設立された」とあるのですがこの名前がちょっと分からないので、教えていただけたらなと思っています。

以上の3つです。よろしくお願いします。

大塚会長： 事務局3点のご質問がありました。ご回答をお願いします。

事務局： まず1つ目のニーズ調査の件ですが、こちらについてはどのようにやっていくのかということについて議論が始まったばかりですので、今日、大谷委員から頂いたご意見を参考にさせていただいて、今後また議論を深めてまいりたいと思います。

2点目、就労継続支援A型事業所の開設についてなのですが、開設するのは市ではなくて事業所ということになるのですが、市内に1か所もございませんので、市としても事業所から相談があったときには就労継続支援A型事業所を開設しないかということでお声がけのほうはさせていただいているところです。ただ就労継続支援A型事業所については、実際の利用者に対して最低賃金を支払う必要があることや、そのためには、それなりの仕事を確保しなければいけないという課題もございますので、開設を検討される事業所については様々市としても仕事の確保というところでご協力できる部分もあると思いますので、その点はこちらでも引き続き努力してまいりたいと思っております。

最後に就労定着支援の事業所3か所についてなのですが、名称を申し上げますと、1つ目が、国分寺カメリアになります。ここは以前国分寺カルディアという名称だったのですが、先日事業所名を変更しまして国分寺カメリアというお名前になっております。あと2つ目としては、L I I M O 国分寺がございまして、3つ目としては Cocorport 国分寺駅前 Office がございまして、その3点の事業所となります。私からの説明は以上となります。

大塚会長： 大谷委員、よろしいですか。

大谷委員： 2つは分かりました。ありがとうございました。最後のところなのですが、事業所というのは市が管轄しているものなのですか。

事務局： 就労定着支援の事業所については東京都の管轄になります。ただ、市としても事業所の連絡会等も開いていますので、その場で情報交換ですとか意見交換はさせていただいております。

大谷委員： ここの文面だけ見てしまうと、市が開設したような印象を受けてしまうので、そうなるちょっとこの文章的にはどうなのかなと思いました。

事務局： こちらについては直接的に市が開設したわけではないのですが、実際に就労

移行支援事業所を行っていた事業所ですので、就労定着支援を行わないかということで働きかけをさせていただいて、各事業所、要件を満たした段階で定着支援の事業所を開設していただけたという状況でございます。

大塚会長： よろしいですか。ほかにはいかがですか。加世田委員とか松本委員、もしあれば。今日で答申書の内容を決めたいと思いますので、もしどんな小さなことでもご意見があったら。

松本委員： ここの個別避難計画の個別というのは、例えば具体的にはどういう個別があるのか。ちょっと仕組みが分からないので教えてもらえれば。

大塚会長： 事務局、お願いします。

事務局： ここで示している個別避難計画ですが、障害者一人ひとりの個別の避難計画という意味で使わせていただいております。

松本委員： 分かりました。人それぞれの対応を作るというのですね。似たようなグループで作るのではなくて。分かりました。

大塚会長： よろしいでしょうか。

もしなければ、また後から出てきたということも含めて 10 月 11 日（金）までのご意見等を受けつけると。団体等に持ち帰ってもし意見があったら 11 日までにと。それから出てきたものについては最終的には会長預かりで決めたいと思いますのでご了解を頂きたいと思います。なるべく反映はさせますけれども、私に一任ということでよろしいでしょうか。

それでは、次の次第の中においては報告事項でございます。報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 本日お配りしています「令和 6 年度に制度改正のあった事業について」のご説明をさせていただきます。

まず 1 つ目ですけれども、障害者等日常生活用具支給事業に対する制度改正です。こちら、令和 6 年 4 月 1 日に障害者総合支援法施行令の改正がありまして、児童補装具の所得制限の撤廃がございました。比較的近い事業ということで、児童への日常生活用具につきましても所得制限を撤廃いたしました。また併せて一部の種目について支給要件を緩和しています。1 つ目が点字ディスプレイでして、こちらの手帳要件が、これまで視覚障害の程度 2 級以上かつ聴覚障害の程度が 2 級以上、重複の重度の視覚と聴覚の方を対象としていたのですけれども、こちらを視覚障害の程度 2 級以上ということで重複障害の要件から視覚障害のみで利用できるというものに改正をいたしました。

また併せて視覚障害の方が使われる用具として点字器のほうの要件がこちら重複障害、また 18 歳以上という年齢要件を定めていたのですけれども、こちらを学齢児以上の方で視覚障害の程度 6 級以上と緩和をしています。

こちら日常生活用具につきましては、半年間、4 月から 9 月までまとめて支

給をしている用具があるという関係がありまして、施行は令和6年10月1日からとしております。

2つ目の障害者等住宅設備改善費給付事業でございます。こちら日常生活用具の項目の中に住宅改修に係る項目がございまして、その制度を補完するような形で設定をしている事業となっております。そのため、日常生活用具での所得制限の撤廃と併せまして、こちらの児童への住宅設備改善費支給についても所得制限の撤廃を行いました。こちらも施行の時期は令和6年10月1日としております。

また3つ目ですけれども、中等度難聴児補聴器購入費助成事業でございます。こちらは東京都の補助金対象の事業で都が要領を定めまして、その要領に基づきましてそれぞれ自治体が規則を定めて実施をしているところでございます。今年度、東京都の要領で所得制限を撤廃、また基準額を変更するというものが出されたことを踏まえまして本市の規則の改正も行いまして、こちらの購入費助成に係る所得制限を撤廃、基準額のほうを改定したところでございます。説明は以上です。

大塚会長： ありがとうございます。これについては連絡事項なので。それではもう1件、国分寺市の障害者地域自立協議会のニューズレターが出ておりますので、ご説明をお願いします。

事務局： 本日机前にお配りしているチラシ等について私のほうから2点ご報告させていただきたいと思います。

まず1点目が、紫色のパンフレットになっている地域自立支援協議会のニューズレターでございます。こちらについては地域自立支援協議会で年2回発行しておりまして、今号が今年度1号目ということになります。今回特集として事業所はオハナ農園をご紹介させていただいておりまして、あと見開きで市内の相談支援事業所のご紹介をさせていただいております。また、明日行われる障害者（児）運動会・お楽しみ会のご案内や、今年度の障害者週間行事のご案内のほうもさせていただいておりますので、ぜひお時間のある方はご参加いただければと思います。

あともう1点お配りしているものとして、国分寺障害者お仕事ネットワークで開催する秋のスイーツ&ハンドメイドフェアと、ワークショップのご案内になります。こちらは表裏両面で、表面のほうにスイーツ&ハンドメイドフェアということで、国分寺マルイの4階の特設会場で、今回は開催期間も長く10日間の日程で開催いたします。販売会は毎日やっております、ワークショップも毎日やっているのですが、日によって内容が異なっているものになりますので、こちらのほうもぜひ皆様お立ち寄りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

大塚会長： ありがとうございます。阿部委員、どうぞ。

阿部委員： 自立支援協議会のニューズレターの中で、オハナの緑化推進事業を国分寺市障害福祉課が委託している形になっていますけど、そうでしたでしょうか。

事務局： はい、障害福祉課から委託事業で実施しています。

阿部委員： はい、分かりました。

事務局： 新庁舎においても実施予定でございます。

大塚会長： よろしいですか。次第の内容はこれで終わりです。それ以外についても、もし、障害者施策の中においてご意見があるということであればどうぞ。全般的なことはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、これでということで。今後のスケジュール等予定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 今後の開催予定についてご案内させていただきます。次回協議会は令和7年2月14日（金）にc o c o b u n j i プラザ、リオンホールでの開催を予定しております。事務局からは以上です。

大塚会長： ありがとうございます。それでは、これで令和6年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会、終わりにさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

——了——